

長与町スポーツ協会本部・単位協会運営申し合わせ事項

平成16年4月1日制定
令和3年4月1日一部改正

1. 事業計画に基づく各単位協会主催の大会等は、当該大会の要綱を一箇月前までにスポーツ協会事務局に提出するとともに、結果についても、すみやかに報告することとする。
2. 各単位協会は、総会終了後、すみやかに総会資料(年度事業報告書及び決算書、次年度事業計画書及び予算書)をスポーツ協会事務局に提出することとする。
3. 各単位協会大会等要項の「主催」は、「長与町社会体育見舞金規程」の適用対象が、「長与町スポーツ協会主催」「長与町民であること」となっているため、「長与町スポーツ協会・〇〇協会主催」と連記等することとする。
4. 「体育関係施設使用調整会議」には、各単位協会・年度事業計画書を提出することとする。(毎年2月中旬)
5. 各単位協会は、スポーツ協会に関する事業、会議及びスポーツ協会からの指示、連絡等にすみやかに対応するなど積極的に協力・支援することとする。